

小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用取扱
要綱

平成29年6月5日
29小秘第162号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」の商標の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商標」とは、商標登録第5915293号の商標をいう。

(商標の使用)

第3条 商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用申請書(様式第1)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、商標を改変することなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 市及びその関係機関が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 個人、非営利団体等が営利を目的としない活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、商標の使用に係る承認(以下「使用承認」という。)の可否を決定し、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用承認(不承認)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用承認の基準)

第4条 市長は、商標の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。

あると認められるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

(4) 小牧市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。

(5) 商標を第7条に規定する遵守事項に反して使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第5条 商標の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 使用承認の期間は、商標の有効期間平成39年1月19日までとする。

(遵守事項)

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

(3) 商標に「小牧市マスコットキャラクターこまき山」を併記して使用すること。

(4) 商標のイメージを損なう使用をしないこと。

(5) 承認を受けたものを譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 商標を使用した商品等は、完成後速やかに市長に提出すること。

ただし、商品等の規格が著しく大きいこと等により提出が困難である場合は、商標の使用状況が分かる写真の提出をもって、その提出に代えることができる。

(使用承認の内容変更)

第8条 使用者が、使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用承認変更申請書（様式第3）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、使用承認の変更について準用する。

(使用状況及び終了の報告)

第9条 商標を使用した商品の販売等営利を目的とする使用者は、商標の使用期間中は年度ごとにその使用状況を取りまとめ、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用状況報告書（様式第4）により、市長へ報告しなければならない。

2 前項に規定する使用者は商標の使用を終了するときは、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」商標使用終了報告書（様式第5）により、商標の使用状況等を市長へ報告しなければならない。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用承認を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を付した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用承認に係る商標を使用してはならない。

4 市は、使用承認を取り消すことにより使用者に生ずる損害については、一切の責を負わない。

（損害賠償）

第11条 使用者が商標の使用により第三者に損害又は損失を与えた場合は、使用者がその責を負い、市は一切の責を負わない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、商標の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。